

Ⅲ. 着実な社会資本の整備に向けた取り組み

四国圏広域地方計画の推進

四国圏広域地方計画は「国土形成計画(全国計画 平成20年7月4日閣議決定)」を受け、四国圏の自立的発展に向け、概ね10年間の四国のグランドデザインをとりまとめたもので平成21年8月4日に大臣決定しました。

今後は計画の実効性を高め、着実な推進を図るため、毎年度プロジェクトの進捗状況を検証するとともに、その推進に向けた課題への対応等について検討します。

四国ブロックの社会資本の重点整備方針の推進

四国ブロックの社会資本の重点整備方針は、「社会資本整備重点計画(平成21年3月31日閣議決定)」を受け、四国圏広域地方計画に示す四国ブロックの方向性や地域戦略の実現に向け、四国ブロックの社会資本整備の具体的な方針を示すもので平成21年8月4日に大臣決定しました。

今後は事業の進捗状況やアウトカム目標の達成状況についてフォローアップを行い、重点的・効率的な社会資本整備に努めます。

公共工事の品質確保等の促進

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月)」に基づき、四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施します。

○ 総合評価方式の拡大

平成18年度から原則すべての工事において実施している、一般競争入札かつ総合評価方式による発注を、継続して推進するとともに、取り組みの遅れている市町村の総合評価方式の導入拡大に向けて積極的に支援します。

○ 多様な入札契約の試行

平成18年度より試行を実施している「新たな実験計画(社会実験)」については、その検証を踏まえつつ引き続き計画的に推進するとともに、地元企業の育成などを目的とした「地元企業活用審査型総合評価方式」など、多様な入札契約の試行拡大を図ります。

○ 建設生産システムの効率化及び調査設計業務の取り組み

建設生産システムの効率化のため、「設計施工調整会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更協議会」に積極的に取り組みます。

また、調査設計業務においては、簡易公募型(競争入札・プロポーザル)方式による発注を推進するとともに、総合評価落札方式による試行を拡大し、さらなる調査設計業務における品質確保の推進を図ります。

○ コスト構造改善の推進

平成20年度から新たに導入した、維持管理費や事業便益も考慮した「総合的なコスト構造改善」を計画的に推進します。